

普通交付金の年度末請求・支払の流れ及びスケジュール(案)

※日付等は暫定のものであり、変動する可能性がある

	連合会	⇒ 診療報酬 請求	市町村	⇒ 普通交付 金請求	県	備考
H31.1.15(火)			変更交付申請(様式第2号)	↓		
H31.1下旬 (略)					変更交付決定(様式第4号)	
H31.3.5(火)	3月現物給付分(例月どおりの請求)を市町村に請求…3月現物①(仮称)	↓				3月現物①=(1月診療分の審査確定額)+(2月診療分の「概算支払資金額」)
H31.3.8(金)			3月現物①を県に請求	↓		
H31.3.18(火)					3月現物①を連合会に支払い	
H31.3.19(月)	3月現物①計算書送付	→	診療報酬債務と交付金引渡し債権を相殺。公金振替			
H31.3.22(金)	【2月診療分の「レセプト受付額」と「概算支払資金額」の差額】を市町村に請求…3月現物②(仮称) ※差額がマイナスになった場合、市町村に還付(予定)還付通知3/22 還付日4/18	⇒	詳細は「資料1 請求例(3月現物②:3月22日頃までの請求)」を参照			2月診療分の「レセプト受付額」=オンライン・電子レセプト分の査定前の額+年度内に確定しない額(紙請求+査定後額等)の相当額上乘せ分(国保一般分、退職国保分別に算出)。
H31.3.25(月)			・3月現物②を県に請求 ・3月現金給付分を県に請求(確定額・精算額問わない)。ただし、3月現物②に還付が生じた場合は、3月現金分から引くことで相殺する。 ・実績報告(様式第5号)を県に提出	↓		【3月現物②に国保連からの還付が生じた場合】 ・「概算支払資金額」が「レセプト受付額」より高額だった場合、3月現物②の請求額はマイナスとなる。 その場合、市町村は県に対して現物分の請求を行わず、差額を現金分の請求額から差し引く(請求内訳書の現年度交付金返還相当額④欄で相殺)。 なお、市町村は、国保連から還付があるため、3月中に戻入伝票を作成する必要がある。  また、請求額全体はプラスでも、一般被保険者分のみマイナスになるケースも起こりうる。この場合、県への請求は問題ないが、市町村の会計処理上留意が必要か？
H31.3.29(金)					実績確定通知(様式第6号)を市町村に通知する。	
H31.4.〇			H31普通交付金 当初交付申請	→	H31普通交付金 当初交付決定	
H31.4.5(金)	【2月診療分の「審査確定額」-「レセプト受付額」】を市町村に還付/請求…3月現物③(仮称) (還付通知4/5 還付日4/18) 4月現物分を請求(例月どおり)	⇒	詳細は「資料2 請求例(3月現物③:4月5日頃の請求)」を参照  ★3月現物③が国保連から還付された場合(基本)国保連から返還された3月現物③を戻入(戻入した額はすぐには県に返さない。秋頃を予定。)			3月現物③は診療報酬請求としては30年度、普通交付金としては31年度会計となる(国保連が医療機関に請求を受けるのがH31.3.10、市町村が県に交付金を請求するのがH31.4以降であるため)。 「一定額」を積むため、3月現物③は基本的に還付になる予定だが、「一定額」の見込み以上に保険給付費がかかって、普通交付金が不足した場合、市町村は31年度歳入の繰り上げ充用が発生する可能性がある。
H31.4.10(水)		↓	★3月現物③を国保連に請求された場合 3月現物③を県に請求 4月現物分を県に請求			なお、「一定額」の算出方法については、引き続き情報収集・検討を行う。
H31.4.18(水)			〔連合会から還付金入金 現物3月②、③〕	↓	3月現物②③、4月現物分を国保連に支払い 3月現金分を市町村に支払い	
H31.4.19(木)	3月現物②③、4月現物計算書送付	→	診療報酬債務と交付金引渡し債権を相殺。公金振替			
H31年10月以降			H30普通交付金の差額について、県に返還/追加交付申請	↑ →	H30普通交付金の差額について、市町村に返還命令/追加交付 ※納付期限は年度末を予定	【H30普通交付金の差額】 H30分として調定・支出したが、実績報告書に計上されていないものについて、差額調整を行う ・国保連から返還のあった3月現物③ ・H30の保険給付について不当利得等の返還金があって、H30中に相殺できていないもの ・H30の3月現物分を概算額請求した場合の精算額 ・H30の3月現金分請求以降に発生した現金分の保険給付費 ・その他、過誤等を発見したもの